

京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づく 「京都府歯と口の健康づくり基本計画」の概要について

平成26年3月
健康福祉部

1 計画策定の趣旨

本計画は、京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画として策定するものです。

2 計画期間

本年3月に策定した「京都府保健医療計画」の計画期間と整合性を図るため、平成26年度から29年度までの4年間とします。

3 計画の構成

(1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針

- 1) 歯と口の健康づくりを通じ、府民の健康の保持・増進を図ります。
- 2) 個人や地域・職域に対し、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患の早期発見・早期治療を促進します。
- 3) ライフステージの特性に応じた歯と口の健康づくりの取組を推進します。
- 4) 全ての府民が適切かつ効果的な歯科保健医療サービスの提供を受けられることができるよう、人材育成など環境整備を推進します。
- 5) 行政機関をはじめ関係団体と連携し、総合的かつ計画的に歯と口の健康づくりの取組を推進します。

(2) ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

- 1) 乳幼児期・学齢期
 - ・フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防を推進します。
 - ・学校等における歯科口腔保健指導を推進します。
- 2) 成人期・高齢期
 - ・地域・職域における歯科検診や口腔保健指導の取組を推進します。
 - ・歯科疾患予防のため、歯周病と糖尿病の関連性等に関する知識の普及啓発を推進します。
 - ・口腔機能の維持・向上による介護予防を推進します。
- 3) 障がい者・介護を必要とする者
 - ・障がい者や在宅療養者、介護施設・社会福祉施設等の通所者・入所者などに対する在宅歯科医療、障がい者歯科及び口腔ケアの充実を図るとともに、人材の育成、口腔機能の維持向上の必要性の啓発等を推進します。
 - ・医療、保健、福祉の連携を推進します。

- ・北部地域における障がい者の歯科診療を専門的・集中的に行うため、北部障がい者歯科診療拠点を整備します。

4) 全ての年齢層

- ・歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発を推進します。
- ・歯科検診の受診を促進します。
- ・各ライフステージに応じた食育を推進します。

(3) 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施

1) 人材育成等

歯科医療等業務従事者に対する研修の充実を図るとともに、人材育成のための体制づくりなど環境整備を推進します。

2) 歯科と医科・調剤等との連携の推進

がんや糖尿病等の生活習慣病患者の歯周疾患予防や治療にあたり、歯科と医科・調剤等の連携をはじめ、多職種連携を推進します。

3) 災害時における歯科口腔保健のための体制整備

災害時における歯と口の健康の保持のため、人材育成等、速やかに口腔ケア等の対応が行える体制の整備を推進します。

4) 口腔保健支援センターの設置

歯科と医科・調剤等との連携の推進、障がい者の歯科口腔保健医療の充実に向けた支援等の中核となる口腔保健支援センターを設置します。

5) 府民歯科保健実態調査

歯と口の健康づくりを推進するための指標を適切に評価するため、おおむね5年ごとに府民歯科保健実態調査を実施します。

6) 府民運動の推進

「よい歯の日」、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日記念週間」を設け、歯と口の健康づくりについて、府民の関心と理解を深めます。

(4) 計画の推進体制と進行管理

計画の推進に当たっては、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの施策や取組との適切かつ効果的な連携を図るため、行政機関、関係団体、学識経験者等からなる「歯と口の健康づくり推進協議会」（仮称）を設置し、毎年度、計画の進行管理を行います。

(5) 歯と口の健康づくりに関する主な目標

別紙のとおり

歯と口の健康づくりに関する主な目標

目 標 項 目	京 都 府	
	現状値※	目標値
	平成23年度	平成29年度
◆ 乳幼児期		
【目標】健全な歯・口腔の育成		
3歳児でむし歯のない者の割合の増加	80.9%*	85%
◆ 学齢期		
【目標】健全な歯・口腔の育成		
12歳児の一人平均むし歯数（DMFT指数）	1.01本	0.8本
◆ 成人期（妊産婦である期間を含む）		
【目標】歯科口腔保健の推進体制の整備		
20歳以上で定期的（過去1年間）に歯科検診を受けている者の割合の増加	44.3%	55%
【目標】健全な口腔状態・機能の維持・向上		
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	23.0%	20%
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	41.3%	30%
40歳（35～44歳）で喪失歯のない者の割合の増加	62.2%	70%
60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	61.5%	70%
【目標】歯の喪失の防止		
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	62.9%	55%
60歳（55～64歳）で24本以上の歯を有する者の割合の増加	69.9%	75%
◆ 高齢期		
【目標】歯の喪失の防止		
80歳（75～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	49.7%	55%

*京都市を含む。

※現状値は、平成23年度京都府民歯科保健実態調査の統計値
 乳幼児期：厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ
 学齢期：京都府教育庁指導部保健体育課調べ